

**暗号資産取引約款
新旧対照表**

旧	新
<p>第1条 定義等</p> <p>4. 「お客様」とは、本約款に同意した<u>うえ</u>で当社所定の手続にもとづいて本サービスの利用を<u>申し込み</u>、当社が当該利用<u>申し込み</u>を承諾した個人または法人を意味します。</p> <p>5.～8. 省略</p> <p>9. 「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引<u>など</u>の取引を行うための口座を意味します。</p>	<p>第1条 定義等</p> <p>4. 「お客様」とは、本約款に同意した<u>上</u>で当社所定の手続にもとづいて本サービスの利用を<u>申込み</u>、当社が当該利用<u>申込み</u>を承諾した個人または法人を意味します。</p> <p>5.～8. 省略</p> <p>9. 「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引<u>等</u>の取引を行うための口座を意味します。</p>
<p>第2条 適用範囲</p> <p>2. お客様は、本約款の内容を十分に理解し、本約款にご同意いただいた<u>うえ</u>で、本サービスをご利用いただくものとします。</p>	<p>第2条 適用範囲</p> <p>2. お客様は、本約款の内容を十分に理解し、本約款にご同意いただいた<u>上</u>で、本サービスをご利用いただくものとします。</p>
<p>第3条 お客様について</p> <p>1. 個人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>(1) 満<u>20</u>歳以上の行為能力者であること</p>	<p>第3条 お客様について</p> <p>1. 個人のお客様の場合、以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。</p> <p>(1) 満<u>18</u>歳以上の行為能力者であること</p>
<p>第4条 口座の開設</p> <p>1. 本サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます。）は、本約款に同意した<u>うえ</u>で、当社所定の情報を当社所定の方法で当社に提供し、お客様情報を登録することにより、当社に対し、総合口座および取引口座の開設を<u>申し込む</u>ものとします。</p> <p>2.～6. 省略</p> <p>7. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、総合口座および</p>	<p>第4条 口座の開設</p> <p>1. 本サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます。）は、本約款に同意した<u>上</u>で、当社所定の情報を当社所定の方法で当社に提供し、お客様情報を登録することにより、当社に対し、総合口座および取引口座の開設を<u>申し込む</u>ものとします。</p> <p>2.～6. 省略</p> <p>7. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、総合口座および</p>

<p>取引口座の開設を拒否することができるものとします。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 個人の利用希望者が満 <u>20</u> 歳未満の者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかに該当する場合</p>	<p>取引口座の開設を拒否することができるものとします。</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 個人の利用希望者が満 <u>18</u> 歳未満の者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかに該当する場合</p>
<p>第 6 条 口座の利用</p> <p>3. 当社は、当社ウェブサイトへのログイン時および本サービスの利用時に入力されたユーザ ID およびパスワードと、<u>あらかじめ</u>設定されたお客様のユーザ ID およびパスワードとを照合し、(以下省略)</p> <p>4.～6. 省略</p> <p>7. 当社は、お客様の求めにより、(中略) 当社は、お客様の指図に従って当該預金口座への振込を行った場合には、当社に故意 <u>又は</u>重過失がある場合を除き、かかる金銭について生じ得る一切の責任を免れるものとします。</p> <p>8. 省略</p> <p>9. お客様からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されない場合、当社は、当該お客様に通知した <u>うえ</u>で、当該お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、第 7 項によりお客様が指定した預金口座に振込む方法により、お客様に対し払戻しを行うことができるものとします。</p>	<p>第 6 条 口座の利用</p> <p>3. 当社は、当社ウェブサイトへのログイン時および本サービスの利用時に入力されたユーザ ID およびパスワードと、<u>予め</u>設定されたお客様のユーザ ID およびパスワードとを照合し、(以下省略)</p> <p>4.～6. 省略</p> <p>7. 当社は、お客様の求めにより、(中略) 当社は、お客様の指図に従って当該預金口座への振込を行った場合には、当社に故意 <u>または</u>重過失がある場合を除き、かかる金銭について生じ得る一切の責任を免れるものとします。</p> <p>8. 省略</p> <p>9. お客様からお預かりした金銭が、長期間にわたり暗号資産の売買等のために使用されない場合、当社は、当該お客様に通知した <u>上</u>で、当該お客様の承諾を得ることなく、当該金銭について、第 7 項によりお客様が指定した預金口座に振込む方法により、お客様に対し払戻しを行うことができるものとします。</p>
<p>第 7 条 暗号資産の現物取引</p> <p>1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下の <u>とおり</u>です。</p> <p>(1) お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量・価格の決定方法を指定した <u>うえ</u>で、暗号資産の購入または売</p>	<p>第 7 条 暗号資産の現物取引</p> <p>1. 本サービスのうち、暗号資産の現物取引の利用条件は以下の <u>通り</u>です。</p> <p>(1) お客様は、当社が定める方法に従って、暗号資産の種類・数量・価格の決定方法を指定した <u>上</u>で、暗号資産の購入または売却</p>

<p>却の注文をすることにより、当社との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。</p>	<p>の注文をすることにより、当社との間で、暗号資産の現物取引を行うことができます。</p>
<p>第9条 資産の移動</p> <p>1. お客様の総合口座への入金は、<u>PayPay銀行</u>のお客様名義の<u>口座</u>から日本円の振込による方法で行うものとします。</p> <p>2.～3. 省略</p> <p>4. お客様の総合口座からの払戻しは、<u>PayPay銀行</u>のお客様名義の<u>口座</u>への日本円による振込によるものとします。</p> <p>5. 当社にあるお客様の総合口座からの払戻しについては、(中略)なお、振込の実行による<u>PayPay銀行</u>のお客様名義の<u>口座</u>への入金予定日は、払戻し指示がなされた営業日から原則翌銀行営業日(ただし年末年始、土日祝祭日を除く)となることにご留意ください。</p>	<p>第9条 資産の移動</p> <p>1. お客様の総合口座への入金は、お客様名義の<u>金融機関口座</u>から日本円の振込による方法で行うものとします。</p> <p>2.～3. 省略</p> <p>4. お客様の総合口座からの払戻しは、お客様名義の<u>登録された金融機関口座</u>への日本円による振込によるものとします。</p> <p>5. 当社にあるお客様の総合口座からの払戻しについては、(中略)なお、振込の実行によるお客様名義の<u>金融機関口座</u>への入金予定日は、払戻し指示がなされた営業日から原則翌銀行営業日(ただし年末年始、土日祝祭日を除く)となることにご留意ください。</p>
<p>第11条 受託販売暗号資産の取扱い</p> <p>1. 当社が<u>取り扱う</u>暗号資産のうち、当社が発行者に代わってお客様に対して受託販売を行う暗号資産(以下「受託販売暗号資産」といいます。)については、(以下省略)</p> <p>2. もっとも、受託販売暗号資産の保有者は、(中略)受託販売暗号資産<u>及び</u>受託販売暗号資産に表示された対象権利を、寄託物である対象資産の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。</p> <p>3.～4. 省略</p> <p>5. 発行者は、受託販売暗号資産の購入に伴ってお客様から寄託を受けた資産を、(中略)</p> <p>※発行者における運用方法については発行</p>	<p>第11条 受託販売暗号資産の取扱い</p> <p>1. 当社が<u>取扱う</u>暗号資産のうち、当社が発行者に代わってお客様に対して受託販売を行う暗号資産(以下「受託販売暗号資産」といいます。)については、(以下省略)</p> <p>2. もっとも、受託販売暗号資産の保有者は、(中略)受託販売暗号資産<u>および</u>受託販売暗号資産に表示された対象権利を、寄託物である対象資産の市場価格と近似した価格で売り渡すことができるにとどまります。</p> <p>3.～4. 省略</p> <p>5. 発行者は、受託販売暗号資産の購入に伴ってお客様から寄託を受けた資産を、(中略)</p> <p>※発行者における運用方法については発行</p>

<p>者が作成<u>及び</u>公開するホワイトペーパーをご確認ください。ホワイトペーパーは当社 <u>サービスサイト</u> および発行者 <u>ホームページ</u> にて公開しております。</p>	<p>者が作成<u>および</u>公開するホワイトペーパーをご確認ください。ホワイトペーパーは当社 <u>ウェブサイト</u> および発行者 <u>ウェブサイト</u> にて公開しております。</p>
<p>第 12 条 暗号資産の返還</p> <p>2. 前項において、当社が返還する暗号資産の全てを手当てできない場合は、当社が返還すべき当該暗号資産に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした暗号資産を割り当てて返還するものとし、割り当てた暗号資産以外については金銭で返還するものとします。<u>但し</u>、当社が手当てした暗号資産の数量等によっては異なる取扱いを行う場合があります。</p>	<p>第 12 条 暗号資産の返還</p> <p>2. 前項において、当社が返還する暗号資産の全てを手当てできない場合は、当社が返還すべき当該暗号資産に対するお客様の保有割合に応じて当社が手当てした暗号資産を割り当てて返還するものとし、割り当てた暗号資産以外については金銭で返還するものとします。<u>ただし</u>、当社が手当てした暗号資産の数量等によっては異なる取扱いを行う場合があります。</p>
<p>第 14 条 取引内容に関する照会等</p> <p>1. お客様は、本サービスに関して疑義またはご質問があるときは、当社のご相談窓口にお問合せください。</p> <p>2. <u>お問合せ</u>内容は記録・録音させて頂く場合がありますが、<u>あらかじめ同意頂く</u>ものとします。(以下省略)</p>	<p>第 14 条 取引内容に関する照会等</p> <p>1. お客様は、本サービスに関して疑義またはご質問があるときは、当社のご相談窓口にお問合わせください。</p> <p>2. <u>お問合わせ</u>内容は記録・録音させていただく場合がありますが、<u>予め同意いただく</u>ものとします。(以下省略)</p>
<p>第 18 条 ご利用のための設備</p> <p>1. 省略</p> <p>(1) お客様は、自らの責任と費用において、必要な機器、ソフトウェアを適切に準備、操作していただく必要があります。また当社は、お客様がウェブサイトアクセスするための準備、操作方法<u>など</u>については一切関与いたしません。</p> <p>(2) 閲覧に必要なアプリケーション<u>など</u>を利用する際には、そのソフトウェアの配布元の規定が適用されます。</p>	<p>第 18 条 ご利用のための設備</p> <p>1. 省略</p> <p>(1) お客様は、自らの責任と費用において、必要な機器、ソフトウェアを適切に準備、操作していただく必要があります。また当社は、お客様がウェブサイトアクセスするための準備、操作方法<u>等</u>については一切関与いたしません。</p> <p>(2) 閲覧に必要なアプリケーション<u>等</u>を利用する際には、そのソフトウェアの配布元の規定が適用されます。</p>
<p>第 20 条 お客様への連絡手段</p>	<p>第 20 条 お客様への連絡手段</p>

<p>当社からお客様への連絡、通知は、当社所定のウェブサイトへの掲載または <u>Eメール</u> を送信することをもって行うこととします。<u>但し</u>、当社が必要と判断した場合は、郵便や電話<u>など</u>他の手段も使用する場合があります。</p>	<p>当社からお客様への連絡、通知は、当社所定のウェブサイトへの掲載または <u>メール</u> を送信することをもって行うこととします。<u>ただし</u>、当社が必要と判断した場合は、郵便や電話<u>等</u>他の手段も使用する場合があります。</p>
<p>第 21 条 他サイトへのリンク</p> <p>本サービス中に、(中略) 当社はその内容や安全性<u>など</u>については関知しておらず、お客様が他のウェブサイトやリソースにアクセスしたことによって生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p>	<p>第 21 条 他サイトへのリンク</p> <p>本サービス中に、(中略) 当社はその内容や安全性<u>等</u>については関知しておらず、お客様が他のウェブサイトやリソースにアクセスしたことによって生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p>
<p>第 23 条 禁止事項</p> <p>1. 省略</p> <p>(7) 架空、第三者へのなりすまし、複数の口座の所持<u>など</u>の行為</p>	<p>第 23 条 禁止事項</p> <p>1. 省略</p> <p>(7) 架空、第三者へのなりすまし、複数の口座の所持<u>等</u>の行為</p>
<p>第 24 条 解約等</p> <p>1. お客様は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスの利用契約を解約し、お客様としての登録を取り消すことができます。お客様が自ら登録を取り消す場合には、お客様自身で、<u>あらかじめ</u> 総合口座にある金銭の引出および暗号資産の売却を完了しておくことが原則として必要となります。ただし、お客様が総合口座および取引口座に保有する金銭または暗号資産の残高が、それぞれ出金手数料ならびに当社に支払うべき不足金および諸費用に満たない場合は、当該残高を当社の処分に委ねた<u>うえ</u>で解約し、登録を取り消すことを妨げないものとします。</p> <p>2.~5. 省略</p>	<p>第 24 条 解約等</p> <p>1. お客様は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本サービスの利用契約を解約し、お客様としての登録を取り消すことができます。お客様が自ら登録を取り消す場合には、お客様自身で、<u>予め</u> 総合口座にある金銭の引出および暗号資産の売却を完了しておくことが原則として必要となります。ただし、お客様が総合口座および取引口座に保有する金銭または暗号資産の残高が、それぞれ出金手数料ならびに当社に支払うべき不足金および諸費用に満たない場合は、当該残高を当社の処分に委ねた<u>上</u>で解約し、登録を取り消すことを妨げないものとします。</p> <p>2.~5. 省略</p>

